

岡山行政法実務研究会 研究会記録(第33回～第35回)

岡山行政法実務研究会は、ロースクールの教育理念である「実務と理論の架橋」を行政法分野において実践することを目的に設立された研究会です。当研究会では、自治体職員が行政現場で直面する法的な課題について、自治体職員、弁護士、研究者、ロースクール学生など様々な立場の会員が集まり、広く知恵を出し議論することで、岡山ないし中四国地域における行政法理論と自治体実務の架橋の場としての役割を果たしてきました。令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)蔓延のため、3回しか研究会を開催することができませんでしたが、その概要を報告させていただきます(なお、講師の所属は、講演当時のものです)。

岡山行政法実務研究会会長 岡田 雅夫(岡山大学名誉教授)

岡山行政法研究会幹事 吉野 夏己(岡山大学教授・弁護士)

岡山行政法研究会幹事 南川 和宣(岡山大学教授)

第33回 防災と自治体行政

日 時：令和2年11月21日(土) 14:00～17:00

場 所：岡山大学文化科学系総合研究棟共同研究室

講 師：吉田 邦成氏(元岡山県危機管理監)

演 題：平成30年7月豪雨災害への対応と今後の防災対策

講 師：福重さと子氏(岡山大学法学部准教授)

演 題：流域治水における河川管理者の権限・責任

吉田報告では、岡山県内各地に大きな被害をもたらした平成30年7月豪雨災害において、岡山県危機管理監として指揮を執った経験を踏まえ、同災害への対応の状況や第三者委員会による検証および検証を踏まえた県の防災体制の強化策等などが紹介されたのち、近年、広域化、激甚化および頻発化する災害に備えるための法制度上の課題が示された。なお、本講演は、臨床法務研究第24号17頁以下に掲載されている。

福重報告では、築堤や河川改修を柱としていた従来型の治水対策から、輪中堤、宅地嵩上げ及び土地利用方策、河川と下水道の連携強化、ハザードマップの作成公表など総合的な流域対策を内容とする総合的治水(流域治水)へと政策が変化するなかで、河川管理者の浸水予防に関する権限の

拡大について、平成15年の特定都市河川浸水被害対策法等の検討を踏まえて、大東水害訴訟最高裁判決以降の裁判例を素材に、総合的治水の観点からみた河川管理における機能的瑕疵について検討が加えられた。

第34回 法定外目的税

日 時：令和3年2月14日（日）14：00～17：00

場 所：岡山大学文法経2号館法学部会議室

講 師：吉村 政穂氏（一橋大学大学院法学研究科教授）

演 題：法定外税に対する規律の変遷

講 師：森中 高史氏（滋賀県商工観光労働部長）

演 題：政策実現手段としての地方税～法定外税、超過課税を中心に～

吉村報告では、我が国における法定外税制度の沿革を紹介したうえで、法定要件を中心とした法定外税に対する規制（いわゆる法定不同意3要件）と、法定事項以外の規制のそれぞれについて検討がなされた。

森中報告では、総務省において地方税制などを担当した経験を踏まえ、法定外税の制度の概要、公共交通税を中心とした滋賀県税制審議会における議論の状況や、認知症についての神戸モデルなどその他の自治体における特徴的な取組について紹介したのち、総務省から同意を得られなかった事例、意見が付いた事例および訴訟において自治体側が敗訴した事例や、法定外税を導入したが上手くいかなかった事案について検討がなされると共に、法定外税に関する新たなアイデア等が示された。

第35回 地域公共交通

日 時：令和4年1月8日（土）14：00～17：00

場 所：岡山大学文化科学系総合研究棟共同研究室

講 師：南川 和宣氏（岡山大学学術研究院法務学域教授）

演 題：地域公共交通と行政訴訟

講 師：新井 誠氏（広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻教授）

演 題：地域における公共交通と交通規制のあり方をめぐる憲法論

— 2020年司法試験論述問題・公法系第1問（憲法）を素材として —

南川報告では、道路運送法等の地域公共交通の規制緩和にかかる平成12年前後の法改正により、路線バス事業が特許制から許可制へと変化したことと、実効的な権利救済の確保の観点から行政訴訟（抗告訴訟）の原告適格を拡大した平成16年行政事件訴訟法改正の関係が検討された。その上で、新規参入事業者に対する路線バス事業の許可を既存事業者が争う取消訴訟の原告適格は、抗告訴訟における原告適格の拡大の流れに反し、縮小していることが指摘された。また、地域公共交通事業者の弱体化の原因は、一般的に指摘されているところの人口減少・過疎化による利用者減少だけでなく、平成12年度法改正による規制緩和によることも指摘された。

新井報告では、地域公共交通への規制の合憲性が問われた令和2年度司法試験論述試験公法系第1問を素材に、まず、地方を中心とする人口減少現象の下で生活に必要なバス路線の廃止や減便にどのように対処するのかという観点から、乗合バス事業に対する規制の合憲性について、次に、密集地や観光地における交通渋滞の緩和のためにどのように対処するのかという観点から、交通渋滞等を理由とする自家用車の交通制限に関する合憲性の問題について、それぞれ検討が加えられた。なお、本講演は、臨床法務研究第24号27頁以下に掲載されている。